

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成30年6月29日
【会社名】	ナビタス株式会社
【英訳名】	NAVITAS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 辻 谷 潤 一
【本店の所在の場所】	大阪府堺市堺区石津北町9番1号
【電話番号】	072(244)1231(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 日 沼 徹
【最寄りの連絡場所】	大阪府堺市堺区石津北町9番1号
【電話番号】	072(244)1231(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 日 沼 徹
【縦覧に供する場所】	ナビタス株式会社東京支店 (東京都渋谷区渋谷三丁目9番10号渋谷アサヒビル6階) (注)平成30年4月9日から東京支店所在地 東京都豊島区巣鴨一 丁目2番5号が上記の様に移転しております。 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成30年6月26日開催の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成30年6月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

1. 期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭

② 配当財産の割当に関する事項及びその総額

1株につき金5円00銭

総額 21,217,825円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月27日

2. 剰余金の処分に関する事項

① 減少する剰余金の項目及びその額

別途積立金 100,000,000円

② 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 100,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの充実を図るには、業務執行と監査機能の役員の組織体を分断することがより重要であるとの考えに至り、監査役会設置会社に移行し、監査役会及び監査役に関する規定の新設並びに監査等委員会及び監査等委員に関する規定を削除する。

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役として、辻谷潤一、菊池浩司、関口泰之、日沼徹、辻誠を選任する。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役として、石村俊彦、原正和、吉嶋厚を選任する。

第5号議案 取締役の報酬等の額決定の件

監査役会設置会社へ移行後の取締役の報酬額を昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、これまでと同様の「年額150,000千円以内(ただし、使用人給与は含まない。)」とし、各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとする。

第6号議案 監査役の報酬等の額決定の件

監査役会設置会社へ移行後の監査役の報酬額を昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、これまでと同様の「年額25,000千円以内」とし、各監査役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査役の協議によるものとする。

第7号議案 退任取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対し退職慰労金贈呈の件

退任取締役藤本雅也に対し、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会の協議によるものとする。

第8号議案 退任監査等委員である取締役に対し退職慰労金贈呈の件

退任監査等委員である取締役坂本享氏、飯島奈絵氏、高橋修司氏に対し、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈時期、方法等は監査役の協議によるものとする。

第9号議案 会計監査人選任の件

新たに会計監査人として有限責任あずさ監査法人を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	無効 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	20,145	25	0	1	(注) 1	可決 99.8
第2号議案 定款一部変更の件	19,879	291	0	1	(注) 2	可決 98.5
第3号議案 取締役5名選任の件						
辻 谷 潤 一	19,840	331	0	0	(注) 3	可決 98.3
菊 池 浩 司	20,121	50	0	0		可決 99.7
関 口 泰 之	20,118	53	0	0		可決 99.7
日 沼 徹	20,121	50	0	0		可決 99.7
辻 誠	20,121	50	0	0		可決 99.7
第4号議案 監査役3名選任の件						
石 村 俊 彦	20,140	31	0	0	(注) 3	可決 99.8
原 正 和	20,141	30	0	0		可決 99.8
吉 嶋 厚	20,140	31	0	0		可決 99.8
第5号議案 取締役の報酬等の額 決定の件	20,070	101	0	0	(注) 1	可決 99.4

第6号議案 監査役の報酬等の額 決定の件	20,088	83	0	0	(注) 1	可決	99.5
第7号議案 退任取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対し退職慰労金贈呈の件	18,655	1,516	0	0	(注) 1	可決	92.4
第8号議案 退任監査等委員である取締役に対し退職慰労金贈呈の件	18,243	1,928	0	0	(注) 1	可決	90.4
第9号議案 会計監査人選任の件	20,161	10	0	0	(注) 1	可決	99.9

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。